

氏名	榎 宏 朗		
学位の種類	博士（保健学）		
学位記番号	甲第18号		
学位授与の日付	平成27年 3月11日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
学位論文題目	<b>Statistical relationship between elderly crime and the social welfare system in Japan: Preventative welfare approach for the deterrence of elderly crime.</b> <b>日本における社会福祉システムと高齢犯罪との統計的関連性</b> <b>高齢犯罪抑止の為に予防福祉学的アプローチ</b>		
論文審査員	主査	新潟医療福祉大学	教授 片 平 洌 彦
	副査	新潟医療福祉大学	教授 豊 田 保
	副査	新潟医療福祉大学	教授 横 山 豊 治
	副査	新潟医療福祉大学	准教授 近 藤 あゆみ

## 論文内容の要旨

高齢化した我が国において高齢者による犯罪の増加が社会問題化している。2009年度版の『犯罪白書』は増加の要因の1つとして経済不安をあげており、高齢犯罪の研究が「健全な高齢社会の実現のために必要不可欠な社会科学的作業である」と記載している。既存の実証的な犯罪研究は計量経済学の領域で数多くおこなわれているが、これらの研究は失業率や労働市場の状況と犯罪の関連に関心を置いている。また、有罪率（厳罰度）や検挙率、警察官数を抑止する要因としている。この犯罪抑止の考え方は犯罪者を刑務所に隔離するものであるが、近年になり高齢受刑者が増え対応に苦慮しているという現状が報告されているとともに、再犯率の高さが問題となっている。高齢者犯罪の抑止という観点から考えると、既存の研究が採用している研究アプローチは高齢者犯罪に効果的な解決法を示すものではないと考えられる。

「疾病や貧困などの社会問題は、通常は起きてしまった場合に事後的な対処を余儀なくされる。しかしながら、最善の策は事前の予防である。」これは片平が提唱する予防福祉学の考え方である。この考え方から問題の社会的原因の解明と社会福祉による予防、介入方法を調査・研究することが予防福祉学的アプローチである。増加原因と指摘されている経済不安を社会福祉によって解消することで犯罪を予防できることは十分に考えられる。そこで本研究は予防福祉学アプローチの枠組に基づいて、生活保護を中心とした社会福祉制度の充実が高齢者の犯罪を抑止する効果を持つと仮説を立て、この仮説を検証することを目的とした。

方法は先行研究が採用する重回帰分析とした。高齢者犯罪率は都道府県別の65歳以上の人口10万人あたりの検挙人員と定義しこれを従属変数とした。従属変数とした犯罪率の罪種は刑法犯総数、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、その他刑法犯である。独立変数として採用した社会福祉システムの充実度の指標は住民1人当たりの民生費投資額、人口10万人当りの社会福祉事務所数、人口10万人当りの社会福

社行政職員数、各県における生活保護担当現業員の充足率である。

重回帰分析の結果、住民1人当りの民生費投資額は刑法犯総数、凶悪犯、その他刑法犯と統計上有意な負の関連性を示し、各県における生活保護担当現業員の充足率も刑法犯総数、凶悪犯、その他刑法犯と統計上有意な負の関連性を示した。

住民1人当りの民生費投資額と高齢犯罪との統計上有意な負の関連の存在は類似した変数を採用した先行研究と同様であった。同じく、法務省による高齢犯罪者、受刑者を対象とした調査では55.9%の人が金銭面で毎日の暮らしについて「困ることがあった」と回答している。また、彼らは入所にいたる犯罪要因として「生活が苦しかった」(24.6%)、「仕事がなかった」(23.0%)と回答している。このことから統計上だけでなく直接的な関連性からも本研究の結果は妥当であると考えられた。つぎに、結果に示された生活保護担当現業員の充足率と高齢犯罪との統計上有意な負の関連の存在について考察した。全国の生活保護担当現業員に対して行った調査によると、生活保護担当現業員の充足率が低いことは現業員の業務過多や自立助長援助における不十分さにつながっているという。このような福祉サービス提供側の状況に対して、前述の法務省による調査では、35.2%の高齢犯罪者、受刑者が相談できる人はだれもいなかったと回答している。上記のような状況において、もし生活保護担当現業員が相談相手になっていれば、生活保護制度によって生活上の困難の解消につながり、結果として犯罪を抑止できたと考えられる。このことから担当する世帯数の多寡によって業務負担や自律助長援助が変化するという福祉サービスの供給側の状況と、生活上の困難を抱えながらも相談する人に恵まれなかったという高齢犯罪者・受刑者の状況とてらして、本研究の結果は整合性があると考えられた。

本研究の結果は従来の研究の結果と矛盾なく、それに加えて特に生活保護担当現業員の充足率と高齢犯罪と関連については新たな知見が得られた。また、法務省の調査からも裏付けられることから本研究の結果は妥当であると考えられた。ゆえに、本研究の仮説は民生費投資額と社会福祉現業員の配置という点で部分的に支持されると結論づけた。

キーワード：予防福祉学，高齢犯罪，社会福祉制度，生活保護制度，重回帰分析

なお、本論文は以下の学術雑誌に掲載予定である。

Hiroaki Enoki, Kiyohiko Katahira:

Statistical relationship between elderly crime and the social welfare system in Japan: Preventative welfare approach for the deterrence of elderly crime.

Niigata Journal of Health and Welfare 2014 in press.

## 論文審査結果の要旨

本研究は、近年日本で続発し、増加の一途をたどる犯罪への対応について、警察力の強化や重罰化による対処の方法では事後的であり、かつ、限界が見受けられるが、予防福祉学的観点（片平・牧野，2004。片平，2011）からみれば、社会福祉の充実による防止策を講ずることに力を入れる必要があるのではないかとの立場から、高齢者の犯罪（認知）率と社会福祉施策との関連について、統計的・実証的に解析した労作である。

都道府県別の重回帰分析の結果からは、従属変数とした刑法犯総数等の犯罪率と、独立変数とした社会福祉指標（本研究では、住民一人当たりの民生費投資額と生活保護現業員の充足率）との間に有意な負の関連が見られた。従って、今後の高齢者犯罪防止のためには、住民一人当たりの民生費投資額と生活保護現業員の充足率を増加させることが有効である可能性を示唆している。

これらの結果は、榎ら（2011）が行った、高齢者に限定しない犯罪率と住民一人当たりの民生費投資額との間の有意な負の関連の存在についての先行研究に新しい知見を追加したものと評価できる。（以上、片平主査）

今日では、高齢者の再犯を防止するための方策として、福祉施策を社会資源として積極的に活用する方法が実践化されつつあり、各都道府県には地域生活定着支援センターが設置され、ソーシャルワーカー（SW）が配置されていたり、保護観察や刑務所にSWが配置されている場合も存在する。本論文は、高齢者犯罪率といくつかの福祉指標の相関関係を量的調査に基いて明示しており、これらのSWによるソーシャルワークの有効性の論拠を提出している。今後、高齢者犯罪を減少させていくためのソーシャルワークの方向性に根拠を示すものとして有用な研究である。（以上、豊田審査員）。

本研究は、予防福祉学の観点から、社会福祉システムの充実が高齢者犯罪の予防につながる可能性があることを統計的に実証したもので、意義深い研究と言える。こうした手法は、例えば、今後、都道府県別の自殺率との関連性など、他の福祉課題を検討する上でも応用できる可能性を示唆している。社会福祉システムの充実度が特に低く高齢者の犯罪率が特に高い都道府県、逆にそれと対照的な都道府県に焦点を当てた質的研究へと発展させる上での基礎研究としても社会的意義があり、博士論文としての水準を満たしているものと評価する。（以上、横山審査員）。

以上のように、本研究に対しては、総じて高い評価が与えられ、近藤審査員も、「高齢者犯罪に関する予防福祉学アプローチの枠組みによる実証分析を行っており、これまで不十分であった研究領域に新たな知見を加えたという点で意義深いものと思われました。博士論文としての基準をクリアしていると考えます」と記しているが、（可能であったら）「重回帰分析の独立変数について、採用した変数以外に、関連論文でも使用した失業率や富裕度も加え、その影響も考慮に入れながら結果を検討できたほうが良かったという印象を持った、との指摘もされた。

今後の関連研究の発展と、その結果の活用により、高齢者犯罪が大幅に減少したということがニュースになる日が早期に来ることを期待したい。